5 承認第6号関係

(1)おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例 新旧対照表(抜粋) (第1条関係)

改正後

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町 長が定める者(以下この章において「看護師、介 護福祉士等」という。)をもって充てなければな らない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合 であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福 祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を 確保しているときは、サービス提供責任者(指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関 する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定 居宅サービス等基準」という。)第5条第2項の サービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務 に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者 として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3 年以上) 従事した経験を有する者をもって充てる ことができる。

3、4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ~ (11) 略

(12) 介護医療院

6 略

7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

現行

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町 長が定める者(以下この章において「看護師、介 護福祉士等」という。)をもって充てなければな らない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合 であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福 祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を 確保しているときは、サービス提供責任者(指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関 する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定 居宅サービス等基準」という。)第5条第2項の サービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務 に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者をもって充 てることができる。

3、4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次**の各号**に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) ~ (11) 略

6 略

7 <u>午後6時から午前8時までの間は、</u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問 サービスに従事している場合において、当該指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用 者に対する随時訪問サービスの提供に支障がな いときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時 から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行 う訪問介護員等を置かないことができる。

9~11 略

12 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業者 が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準 第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と 指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に 規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第 1項第1号イの規定に相当する法第74条第1項 及び第2項の規定に基づく青森県の条例(以下 「県基準条例」という。) の規定に規定する人員 に関する基準を満たすとき(指定居宅サービス等 基準第60条の規定に相当する県基準条例の規定 により同条第1項第1号イ及び第2号の規定に 相当する県基準条例の規定に規定する基準を満 たしているものとみなされているとき及び第191 条第14項の規定により同条第4項に規定する基 準を満たしているものとみなされているときを 除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基 準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 略

- 2 略
- 3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づ

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問 サービスに従事している場合において、当該指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用 者に対する随時訪問サービスの提供に支障がな いときは、第1項の規定にかかわらず<u>午後6時</u> から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行 う訪問介護員等を置かないことができる。

9~11 略

12 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業者 が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準 第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と 指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に 規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第 1項第1号イの規定に相当する法第74条第1項 及び第2項の規定に基づく青森県の条例(以下 「県基準条例」という。) の規定に規定する人員 に関する基準を満たすとき(指定居宅サービス等 基準第60条の規定に相当する県基準条例の規定 により同条第1項第1号イ及び第2号の規定に 相当する県基準条例の規定に規定する基準を満 たしているものとみなされているとき及び第191 条第10項の規定により同条第4項に規定する基 準を満たしているものとみなされているときを 除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基 準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 略

- 2 略
- 3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午 前8時までの間に行われる随時対応サービス については、町長が地域の実情を勘案し適切と 認める範囲内において、複数の指定定期巡回・

き、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一 体的に利用者又はその家族等からの通報を受け ることができる。

4 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事 業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地 域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又 は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援センターの職員、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を 有する者等により構成される協議会(以下この項 において「介護・医療連携推進会議」という。) を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療 連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療 連携推進会議による評価を受けるとともに、介 護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を 聴く機会を設けなければならない。

2、3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町 長が定める者をもって充てなければならない。た だし、利用者の処遇に支障がない場合であって、 随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に 基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所が密接な連携を図ること により、一体的に利用者又はその家族等からの 通報を受けることができる。

4 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事 業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地 域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又 は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援センターの職員、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を 有する者等により構成される協議会(以下この項 において「介護・医療連携推進会議」という。) を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療 連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療 連携推進会議による評価を受けるとともに、介 護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を 聴く機会を設けなければならない。

2、3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町 長が定める者をもって充てなければならない。た だし、利用者の処遇に支障がない場合であって、

指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) \sim (5) 略

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2<u>第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用 定員(当該指定療養通所介護事業所において同時 に指定療養通所介護の提供を受けることができ る利用者の数の上限をいう。以下この節において 同じ。)を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要

指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、**3年以上**サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(5) 略

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用 定員(当該指定療養通所介護事業所において同時 に指定療養通所介護の提供を受けることができ る利用者の数の上限をいう。以下この節において 同じ。)を**9人**以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した

事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から 第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号 を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第5 9条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業 について準用する。この場合において、第34条中 「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する 重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所 介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着 型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従 業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所 介護について知見を有する者」とあるのは「療養 通所介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たって は」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応 じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4 項 | とあるのは「第59条の26第4項 | と読み替え るものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業

文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から 第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号 を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59 条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業に ついて準用する。この場合において、第34条中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療 養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「療養通所介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項 中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用 者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第 59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」 と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行

所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のと

おりとする。 (1)~(3) 略

 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所 の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介 護事業所において同時に共用型指定認知症対応 型通所介護の提供を受けることができる利用者 の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同 生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所においては共同生活住居(法 第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定す る共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指 定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護 老人福祉施設 (ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項 において同じ。) を除く。) においては施設ごと に1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設においてはユニットご とに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対 応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり1 2人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定 居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密 着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定 現 行

われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同 じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当 該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに 置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定 居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密 着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定 地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行 う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定 小規模多機能型居宅介護事業所」という。) ごと に置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護 従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時 間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業 者については、常勤換算方法で、通いサービス(登 録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するた めに指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録 を受けた者をいう。以下この章において同じ。) を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせ て行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この 章において同じ。) の提供に当たる者をその利用 者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第 1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型 居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型 居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機 能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営

地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行 う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定 小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごと に置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護 従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時 間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業 者については、常勤換算方法で、通いサービス(登 録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するた めに指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録 を受けた者をいう。以下この章において同じ。) を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせ て行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この 章において同じ。) の提供に当たる者をその利用 者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第 1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型 居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型 居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機 能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営

されている場合にあっては、当該事業所における 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及 び次節において同じ。)の数が3又はその端数を 増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機 能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当 該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第 7項に規定する本体事業所である指定小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業 所に係る同項に規定するサテライト型指定小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅にお いて行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に 規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては当該サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定 する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他 の同項に規定するサテライト型指定小規模多機 <u>能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定す</u> るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所の登録者の居宅において行う指定小規 模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この 章において同じ。)の提供に当たる者を1以上と し、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型 居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤 務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に 当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当 該宿直勤務に必要な数以上とする。

$2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能 型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を 置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

当該指定小 指定認知症対応型共同生活介 介護職

されている場合にあっては、当該事業所における 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及 び次節において同じ。)の数が3又はその端数を 増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機 能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当 該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第 7項に規定する本体事業所である指定小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業 所に係る同項に規定するサテライト型指定小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅にお いて行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に 規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては当該サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定 する本体事業所**及び当該本体事業所に係る他**の 同項に規定するサテライト型指定小規模多機能 型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う 指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。) の提供に当たる者を 1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定 小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模 多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深 夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同 じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる 者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

$2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能 型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を 置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

当該指定小 指定認知症対応型共同生活介 介護職

改正後					
規模多機能	護事業所、指定地域密着型特	員			
型居宅介護	定施設、指定地域密着型介護				
事業所に中	老人福祉施設 <u>、指定介護療養</u>				
欄に掲げる	型医療施設 (医療法 (昭和23				
施設等のい	年法律第205号) 第7条第2項第				
ずれかが併	4号に規定する療養病床を有				
設されてい	する診療所であるものに限				
る場合	る。) 又は介護医療院				
略	略	略			

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機 能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス 事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者により設置される当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規 模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模 多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの (以下この章において「本体事業所」という。) との密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に当た る小規模多機能型居宅介護従業者については、本 体事業所の職員により当該サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が 適切に行われると認められるときは、1人以上と することができる。

8~13 略

(管理者)

第83条 略

- 2 略
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の 2に規定する老人デイサービスセンターをいう。 以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、

現 行

規模多機能	護事業所、指定地域密着型特	員
型居宅介護	定施設、指定地域密着型介護	
事業所に中	老人福祉施設 又は指定介護療	
欄に掲げる	養型医療施設 (医療法(昭和2	
施設等のい	3年法律第205号)第7条第2項	
ずれかが併	第4号に規定する療養病床を	
設されてい	有する診療所であるものに限	
る場合	る。)	
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機 能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス 事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者により設置される当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規 模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模 多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの (以下「本体事業所」という。) との密接な連携 の下に運営されるものをいう。以下同じ。) に置 くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機 能型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、1人以上とすることがで きる。

8~13 略

(管理者)

第83条 略

- 2 略
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の 2に規定する老人デイサービスセンターをいう。 以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 事業所(第193条に規定する指定複合型サービス 事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者 又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第1 11条第2項、第112条、第192条第3項及び第193 条において同じ。)として3年以上認知症である 者の介護に従事した経験を有する者であって、別 に町長が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 略

- 2 略
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対 応型共同生活介護を提供するために必要な知識 及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイ 機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 略

- 2 略
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対 応型共同生活介護を提供するために必要な知識 及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイ

サービスセンター、介護老人保健施設、介護医療 院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従 業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者であっ て、別に町長が定める研修を修了しているもので なければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ スセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指 定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者 若しくは訪問介護員等として、認知症である者の 介護に従事した経験を有する者又は保健医療 サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事 業の経営に携わった経験を有する者であって、別 に町長が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第117条 略

 $2\sim6$ 略

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 計する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護従業者その 他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に実 施すること。

8 略

(協力医療機関等)

第125条 略

サービスセンター、介護老人保健施設、指定認知 症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪 問介護員等として、3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であって、別に町長 が定める研修を修了しているものでなければな らない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ スセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応 型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問 介護員等として、認知症である者の介護に従事し た経験を有する者又は保健医療サービス若しく は福祉サービスの提供を行う事業の経営に携 わった経験を有する者であって、別に町長が定め る研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第117条 略

 $2\sim6$ 略

<u>7</u> 略

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 略

2、3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員の及び介護職員の うちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5、6 略

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者につ いては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員に より当該サテライト型特定施設の入居者の処遇 が適切に行われると認められるときは、これを置 かないことができる。
 - (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法 士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支 援専門員
 - (2) 略
 - (3) 介護医療院 介護支援専門員

8~10 (略)

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 略

2、3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5、6 略

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者につ いては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員に より当該サテライト型特定施設の入居者の処遇 が適切に行われると認められるときは、これを置 かないことができる。
 - (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法 士、**若しくは作業療法士**又は介護支援専門員
 - (2) 略

8~10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略

 $2\sim5$ 略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘 東等の適正化のための研修を定期的に実施す ること。

<u>7</u> 略

(従業者の員数)

第151条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職 務に従事する者でなければならない。ただし、指 定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定す るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 をいう。以下この項において同じ。)を除く。以 下この項において同じ。) にユニット型指定介護 老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設 備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第3 9号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉 施設をいう。以下この項において同じ。)を併設 する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及 びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員 及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略 2~5 略

6 略

(従業者の員数)

第151条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職 務に従事する者でなければならない。ただし、指 定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定す るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 をいう。以下この項において同じ。)を除く。以 下この条において同じ。) 及びユニット型指定介 護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第 39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉 施設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着 型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職 員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき

条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト 型居住施設(当該施設を設置しようとする者によ り設置される当該施設以外の指定介護老人福祉 施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテラ イト型居住施設である指定地域密着型介護老人 福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第1 52条第1項第6号並びに第180条第1項第3号に おいて同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院 又は病院若しくは診療所であって当該施設に対 する支援機能を有するもの(以下この章において 「本体施設」という。) との密接な連携を確保し つつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地 域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。) の医師については、本体施設の医師により当該サ テライト型居住施設の入所者の健康管理が適切 に行われると認められるときは、これを置かない ことができる。

5~7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、 理学療法士、**作業療法士若しくは言語聴覚士**又は 配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の 処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト 型居住施設(当該施設を設置しようとする者によ り設置される当該施設以外の指定介護老人福祉 施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテラ イト型居住施設である指定地域密着型介護老人 福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第1 52条第1項第6号並びに第180条第1項第3号に おいて同じ。)、介護老人保健施設又は病院若し くは診療所であって当該施設に対する支援機能 を有するもの(以下この章において「本体施設」 という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施 設とは別の場所で運営される指定地域密着型介 護老人福祉施設をいう。以下同じ。) の医師につ いては、本体施設の医師により当該サテライト型 居住施設の入所者の健康管理が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことができ る。

$5 \sim 7$ 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、 理学療法士**若しくは作業療法士**又は介護支援専

介護支援専門員

(3) 略

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9~17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入 所申込者が入院治療を必要とする場合その他入 所申込者に対し自ら適切な便宜を提供すること が困難である場合は、適切な病院若しくは診療所 又は介護老人保健施設<u>若しくは介護医療院</u>を紹 介する等の適切な措置を速やかに講じなければ ならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第157条 略

 $2\sim5$ 略

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘 東等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講 じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 <u>計する委員会を3月に1回以上開催すると</u> <u>ともに、その結果について、介護職員その他</u> の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘 東等の適正化のための研修を定期的に実施 すること。

<u>7</u> 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供を行っているときに入所者の病 状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、 門員

(3) 略

 $9 \sim 17$ 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入 所申込者が入院治療を必要とする場合その他入 所申込者に対し自ら適切な便宜を提供すること が困難である場合は、適切な病院若しくは診療所 又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措 置を速やかに講じなければならない。

現行

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第157条 略

 $2\sim5$ 略

<u>6</u> 略

あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師 との連携方法その他の緊急時等における対応方 法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(5) 略

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 略
- (8) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$ 略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 計する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整</u> 備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

<u>9</u> 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)~(6) 略

(7) 緊急時等における対応方法

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次 に掲げる施設の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。

(1)~(5) 略

(6) 略

(7) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$ 略

<u>8</u> 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事 項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(6) 略

改 正 後

現 行

<u>(8)</u> 略

(9) 略

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以 下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」と いう。) ごとに置くべき指定看護小規模多機能型 居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規 模多機能型居宅介護従業者 | という。) の員数は、 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護 小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小 規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換 算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規 模多機能型居宅介護を利用するために指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた 者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規 模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供 に当たる者をその利用者の数が3又はその端数 を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規 模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪 間し、当該居宅において行う指定看護小規模多機 能型居宅介護 (第82条第7項に規定する本体事業 所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所にあっては当該本体事業所に係るサテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第 7項に規定するサテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サ <u>テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介</u> 護事業所」という。)の登録者、第8項に規定す る本体事業所である指定看護小規模多機能型居 <u>宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る</u> 同項に規定するサテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規 定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定 <u>(7)</u> 略

(8) 略

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以 下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」と いう。) ごとに置くべき指定看護小規模多機能型 居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規 模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護 小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小 規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換 算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規 模多機能型居宅介護を利用するために指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた 者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規 模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供 に当たる者をその利用者の数が3又はその端数 を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規 模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪 間し、当該居宅において行う指定看護小規模多機 能型居宅介護 (本体事業所である指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事 業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小 <u>規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅に おいて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を 含む。)をいう。以下この章において同じ。)の 提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時 間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従 業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び 深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に 必要な数以上とする。

看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項 に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他 の同項に規定するサテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に 係る第82条第7項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅 において行う指定看護小規模多機能型居宅介護 を含む。)をいう。以下この章において同じ。) の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の 時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介 護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護 従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及 び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除 く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる 者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直 勤務に必要な数以上とする。

$2\sim5$ 略

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小 規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する 本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサ テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、 その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該 本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多 機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業 所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定 するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅 <u>介護事業所</u>の登録者の心身の状況を勘案し、その 処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体 事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能 型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利 用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間 帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供 するために必要な連絡体制を整備しているとき は、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の

$2\sim5$ 略

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小 規模多機能型居宅介護 (本体事業所である指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当 該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場 合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて 行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。) をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であっ て、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し て訪問サービスを提供するために必要な連絡体 制を整備しているときは、第1項の規定にかかわ らず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深 夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多 機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直 勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業 者を置かないことができる。

7 略

(1)~(4) 略

(5) 介護医療院

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又は その家族等から電話等により看護に関する意見 を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適 切な看護サービスを提供できる体制にある指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指 定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福 祉に関する事業について3年以上の経験を有す る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者によ り設置される当該指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機 能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下 この章において「本体事業所」という。) との密 接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看 護サービスを提供できる体制にあるものをいう。 以下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に当 たる看護小規模多機能型居宅介護従業者につい ては、本体事業所の職員により当該サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の処遇が適切に行われると認められるときは、 2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、 夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介 護従業者により当該サテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適 切に行われると認められるときは、夜間及び深夜 の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多 機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 略

(1)~(4) 略

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、 看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 略

12 略

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、 本体事業所の介護支援専門員により当該サテラ イト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適 切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら 従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修 を修了している者(第199条において「研修修了 者」という。)を置くことができる。

<u>14</u> 略

(管理者)

第192条 略

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場 合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者を もって充てることができる。
- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサー ビスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症

<u>8</u> 略

9 略

<u>10</u> 略

(管理者)

第192条 略

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサー ビスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多 機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生

対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所 をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等とし て認知症である者の介護に従事した経験を有す る者若しくは保健医療サービス若しくは福祉 サービスの経営に携わった経験を有する者で あって、別に町長が定める研修を修了しているも の又は保健師若しくは看護師でなければならな い。

(登録定員及び利用定員)

- 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人 (サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
 - 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、 次に掲げる範囲内において、通いサービス及び 宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所におけるサービスご との1日当たりの利用者の数の上限をいう。以 下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15 人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所に<u>あっては登録定員に</u> <u>応じて、次の表に定める利用定員、サテライト</u> <u>型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に</u> あっては12人)まで
 - (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3分の1から9人 (サテライト型指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人) まで

(設備及び備品等)

第195条 略

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 宿泊室

ア~エ 略

活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人以下とする。
 - 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、 次に掲げる範囲内において、通いサービス及び 宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所におけるサービスご との1日当たりの利用者の数の上限をいう。以 下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15 人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に 応じて、次の表に定める利用定員)まで
 - (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

(設備及び備品等)

第195条 略

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 宿泊室

ア~エ 略

才 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 が診療所である場合であって、当該指定看護 小規模多機能型居宅介護の利用者へのサー ビスの提供に支障がない場合には、当該診療 所が有する病床については、宿泊室を兼用す ることができる。

3、4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小 規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員<u>(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41 条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第5 9条の17、第87条から第90条まで、第93条から第9 5条まで、第97条、第98条、第100条から第104条 まで及び第106条までの規定は、指定看護小規模 多機能型居宅介護の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第31条に規定す る運営規程」とあるのは「第202条において準用 する第100条に規定する重要事項に関する規程 と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪 間介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の 13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、

3、4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、 第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の 17、第87条から第90条まで、第93条から第95条ま で、第97条、第98条、第100条から第104条まで及 び第106条までの規定は、指定看護小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「第202条において準用する第1 00条に規定する重要事項に関する規程」と、同項 及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の

現行

第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

17第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能 型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第 6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み 替えるものとする。 (2) おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準を定める条例 新旧対照表(抜粋) (第2条関係)

改正後

第1節 基本方針

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2<u>第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介 護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム (老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の 5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同 じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホー ム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療 院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この 項において同じ。) に併設されていない事業所に おいて行われる指定介護予防認知症対応型通所 介護をいう。) の事業を行う者及び併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホー ム等に併設されている事業所において行われる 指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の 事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業者」という。) が当 該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとす る。

(1)~(3) 略

現 行

第1節 基本方針

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介 護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム (老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の 5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同 じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホー ム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉 施設又は特定施設をいう。以下この項において同 じ。) に併設されていない事業所において行われ る指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。) の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症 対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設さ れている事業所において行われる指定介護予防 認知症対応型通所介護をいう。) の事業を行う者 (以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「単独型·併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置く べき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

現 行

 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所において同時に共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を 受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に おいては共同生活住居(法第8条第20項又は法第 8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき 住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設 又は指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニッ 卜型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地 域密着型サービス基準条例第178条に規定す るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設をいう。以下この項において同じ。)を除く。) においては施設ごとに1日当たり3人以下と し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設においてはユニットごとに当該ユニット型 指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の 数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人 以下となる数とする。

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中 欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる 当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に 掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者 を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護 予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄 に掲げる施設等の職務に従事することができる。

改 正 後		現行				
当該指定介護 指定認知	印症対応型共同生	介護職員		当該指定介護	指定認知症対応型共同生	介護職員
予防小規模多 活介護	事業所、指定地域密			予防小規模多	活介護事業所、指定地域密	
機能型居宅介 着型特別	定施設、指定地域密		7	機能型居宅介	着型特定施設、指定地域密	
護事業所に中 着型介語	護老人福祉施設又			護事業所に中	着型介護老人福祉施設又	
欄に掲げる施 は指定の	介護療養型医療施		7	欄に掲げる施	は指定介護療養型医療施	
設等のいずれ 設 (医療	寮法(昭和23年法律			設等のいずれ	設(医療法(昭和23年法律	
かが併設され 第205号	-) 第7条第2項第4			かが併設され	第205号)第7条第2項第4	
ている場合 号に規定	定する療養病床を		,	ている場合	号に規定する療養病床を	
有する	診療所であるもの				有する診療所であるもの	
に限る。) <u>又は介護医療院</u>				に限る。)	
略略略		略		略	略	略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の 2に規定する老人デイサービスセンターをいう。 以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合 型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準 条例第193条に規定する指定複合型サービス事業 所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は 訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に 規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第 2項及び第73条において同じ。)として3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有する 者であって、別に町長が定める研修を修了してい るものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療 院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定 (管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の 2に規定する老人デイサービスセンターをいう。 以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対 応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条 に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次 条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等 (介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政 令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者であって、 別に町長が定める研修を修了しているものでな ければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービ

複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介 護員等として認知症である者の介護に従事した 経験を有する者又は保健医療サービス若しくは 福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 であって、別に町長が定める研修を修了している ものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊 急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及 び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防 認知症対応型共同生活介護を提供するために必 要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業 所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有する 者であって、別に町長が定める研修を修了してい るものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、介護医 療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の 従業者若しくは訪問介護員等として、認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者又は保健 医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行 う事業の経営に携わった経験を有する者であっ ス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として 認知症である者の介護に従事した経験を有する 者又は保健医療サービス若しくは福祉サービス の経営に携わった経験を有する者であって、別に 町長が定める研修を修了しているものでなけれ ばならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊 急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制 を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防 認知症対応型共同生活介護を提供するために必 要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業 者又は訪問介護員等として、3年以上認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者であって、 別に町長が定める研修を修了しているものでな ければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、指定認 知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若し くは訪問介護員等として、認知症である者の介護 に従事した経験を有する者又は保健医療サービ ス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経 営に携わった経験を有する者であって、別に町長

て、別に町長が定める研修を修了しているもので なければならない。

が定める研修を修了しているものでなければな らない。

現 行

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催する とともに、その結果について、介護従業者 その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整 <u>備すること。</u>
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体 的拘束等の適正化のための研修を定期的に <u>実施すること。</u>

(協力医療機関等)

第83条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、サービスの提供体制の確保、夜間における 緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携 及び支援の体制を整えなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

(協力医療機関等)

第83条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、サービスの提供体制の確保、夜間における 緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体 制を整えなければならない。

(3)おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表(抜粋) (第3条関係)

改正後

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針 第2条 略

2、3 略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サー ビス計画が第2条に規定する基本方針及び利用 者の希望に基づき作成されるものであり、利用者 は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービス事業 者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求める ことができること等につき説明を行い、理解を得 なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ の家族に対し、利用者について、病院又は診療所 に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏 名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよ う求めなければならない。

現 行

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針 第2条 略

2、3 略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サー ビス計画が第2条に規定する基本方針及び利用 者の希望に基づき作成されるものであること等 につき説明を行い、理解を得なければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)、(2) 略

- <u>5</u> 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族 がファイルへの記録を出力することによる文書 を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定介護予防支援事業者は、**第4項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) **第4項各号**に規定する方法のうち指定介護 予防支援事業者が使用するもの
 - (2) 略
- 8 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りで

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)、(2) 略

- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族 がファイルへの記録を出力することによる文書 を作成することができるものでなければならな い。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) **第3項各号**に規定する方法のうち指定介護 予防支援事業者が使用するもの

(2) 略

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りで

現 行

ない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 略

(1)~(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)~(14) 略

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)~(20) 略

- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は**歯科医師(次号及び第22号において**「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- (21)の2 前号の場合において、担当職員は、介 護予防サービス計画を作成した際には、当

ない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 略

(1)~(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)~(14) 略

(15)~(20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は<u>歯科医師(以下</u>「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

改 正 後	現行
<u>該介護予防サービス計画を主治の医師等に</u> 交付しなければならない。	
(22)~(28) 略	(23)~(28) 略